

橘小学校地域学校協働本部 橘小学校ときわっこ応援団本部設立式

と き：平成29年6月26日（月）19:30～

ところ：橘小学校2階 多目的室

3

1. 開 会（古川区長会長）

1～2回集まる予定。

2. 応援団長あいさつ

3. 校長あいさつ

コミュニティースクールの推進するにあたり、地域学校協働本部との連系が大変にうつてくる。

計 47名

4. 地域学校協働本部の概要説明

① 学校支援本部から地域学校協働へ

・キッズルーム（オミテ）も含まれる。
63名

体験学習に含まれる。

② 学校↔家庭↔地域の連携

5. 地域コーディネーターの紹介

馬場食官長がコーディネーター

6. 閉 会

武雄市地域学校協働本部事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校と地域、家庭が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（武雄市地域学校協働本部事業（以下「事業」という。））の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校」とは、武雄市立の小学校及び中学校をいう。

2 事業では、学校と学校に対応した地域との連携体制の構築を図り、学校を核とした地域づくりを推進する。

(事業の趣旨)

第3条 地域の子どもは地域で育てることを基本とし、学校との協働により、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみづくりを推進する。これにより、教員が子ども一人一人に対し、きめ細やかな指導ができるよう必要な時間を確保していくとともに、保護者を含む地域住民が子どもの成長を支える教育環境を醸成する。

(武雄市地域学校協働本部)

第4条 武雄市における効果的な地域、家庭と学校との連携・協働活動の展開を図るため、武雄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）学校教育課に武雄市地域学校協働本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に武雄市地域学校協働本部連絡会（以下「市連絡会」という。）を置く。

(市連絡会の所掌事務)

第5条 市連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業に係る基本方針及び計画に関すること。
- (2) 地域コーディネーター・学校支援ボランティアの養成に関すること。
- (3) 事業実施校間の連絡・調整に関すること。
- (4) 事業の評価に関すること。
- (5) 事業の普及啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、効果的な事業の展開に関すること。

(市連絡会の組織)

第6条 市連絡会は地域コーディネーター及び学校関係者で組織する。

(市連絡会の委員)

第7条 市連絡会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 事業実施校（以下「実施校」という。）関係者
- (2) P T A代表者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 学校教職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 市連絡会に会長及び副会長を置き、会長は、教育委員会学校教育課長（以下「学校教育課長」という。）をもって充て、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第9条 市連絡会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
(実施校における協働活動組織)

第10条 実施校には、当該校に対応した地域の活動組織を置く。

2 地域の活動組織は、当該校等の名称を付し、「地域学校協働本部」(以下「実施校本部」という。)とする。

3 学校の実施校本部には、代表者会を置く。

(表者会の所掌事項)

第11条 代表者会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校の求めに応じた学校支援活動の企画に関すること。
- (2) 学校支援ボランティアの募集、登録に関すること。
- (3) 学校支援活動の実施に関すること。
- (4) 広報活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該校の支援に関すること。

(代表者会の組織及び運営)

第12条 代表者会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域コーディネーター
- (2) P T A 役員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学校支援ボランティアの代表者
- (5) 学校教職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該校に対応した地域の事情を勘案し、教育委員会が必要と認めたもの

2 代表者会の運営に必要な事項は、実施校本部において別途規約等を整備し運営する。

(地域コーディネーターの配置)

第13条 実施校本部には、地域コーディネーターを置く。

2 地域コーディネーターは、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会が選任する。

3 地域コーディネーターの人数及び任期は、実施校の状況に応じて、実施校と教育委員会との協議により決定する。

4 地域コーディネーターは、学校と学校支援ボランティア及びボランティア間の調整等を行い、学校の求めに応じた支援活動に必要な地域人材の確保、配置を行う。

(庶務)

第14条 事業の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 武雄市学校支援地域本部要綱(平成27年4月1日施行)は、廃止する。

地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

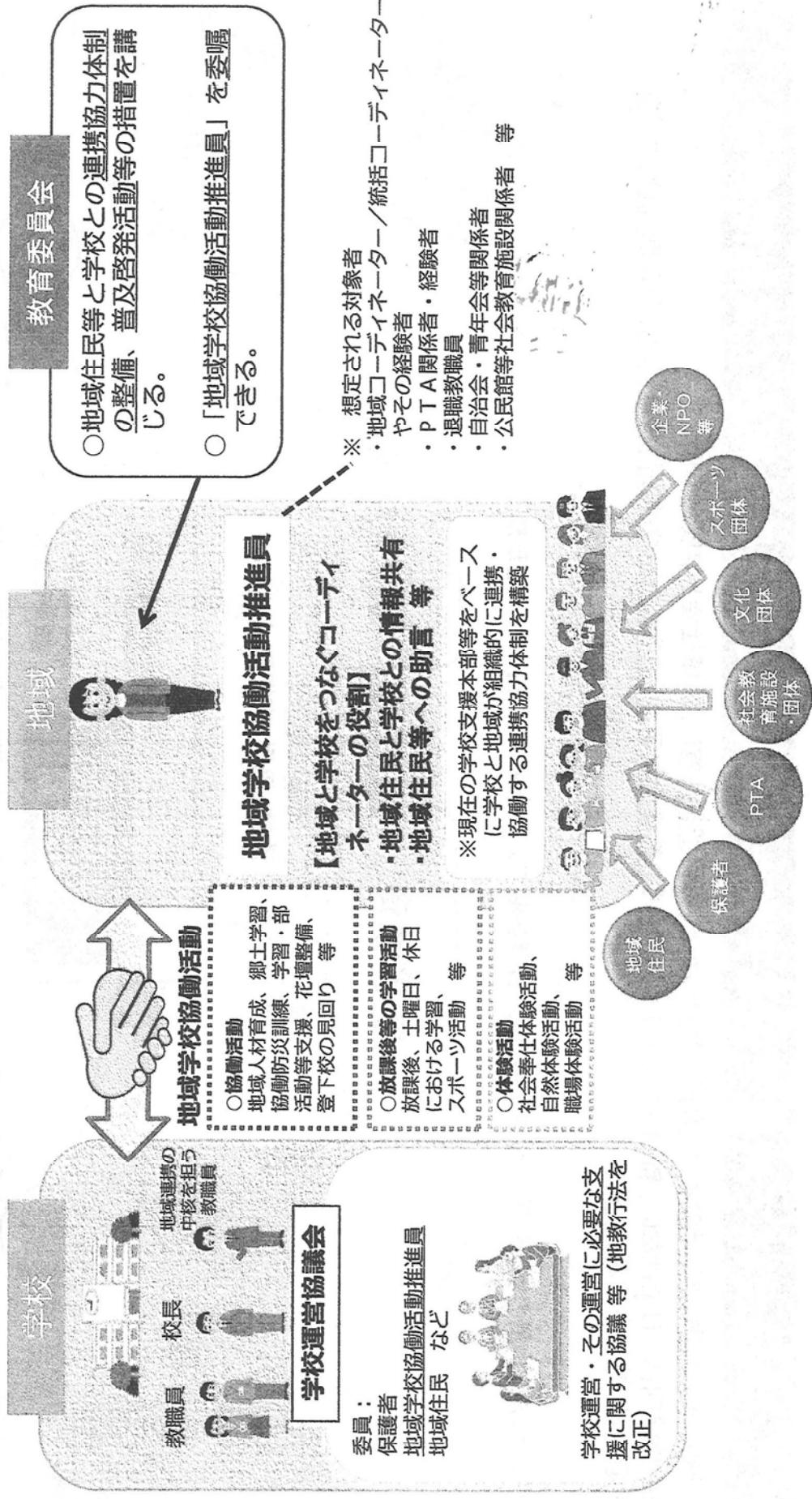
参考

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

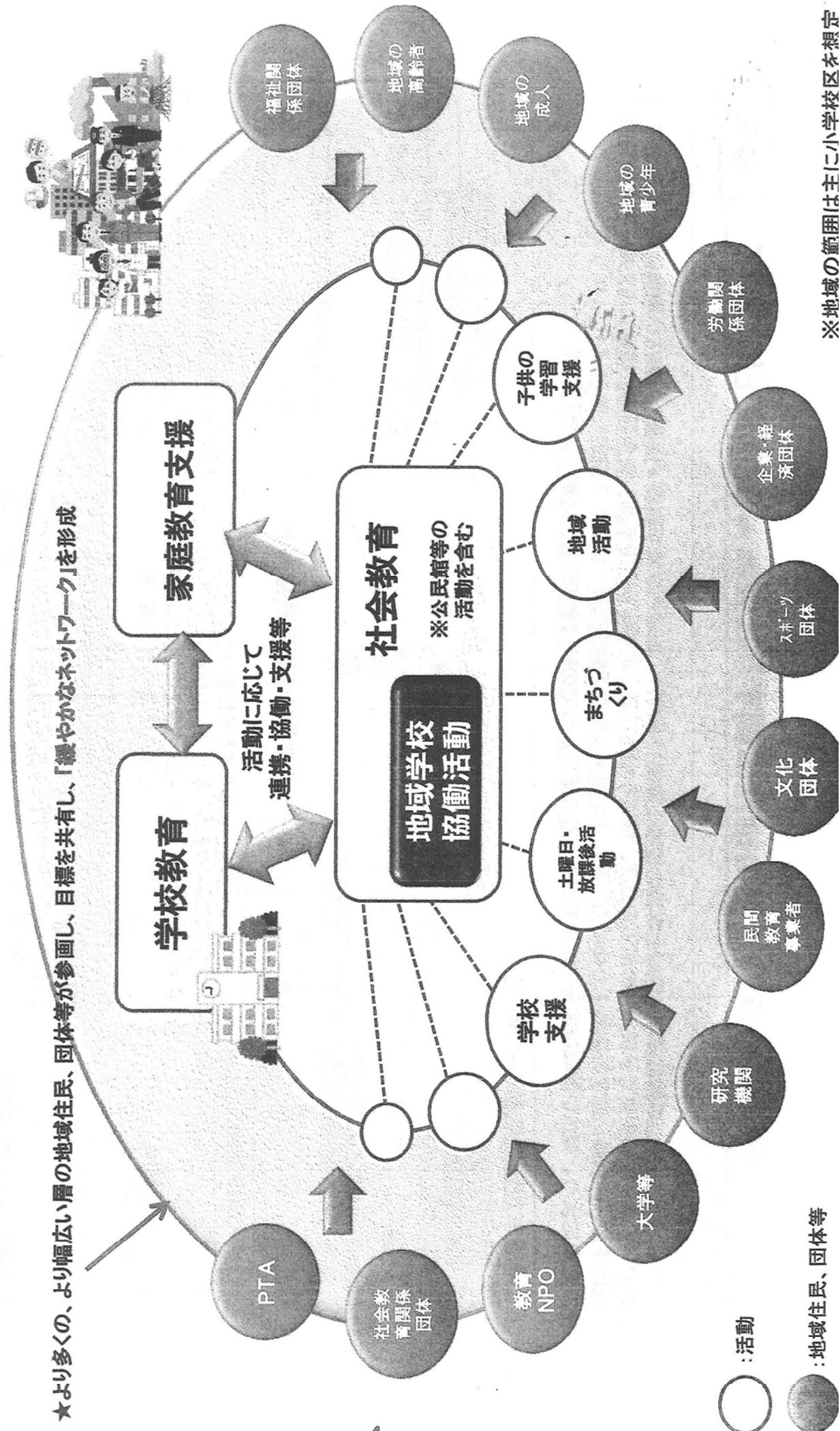
これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会繋がりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

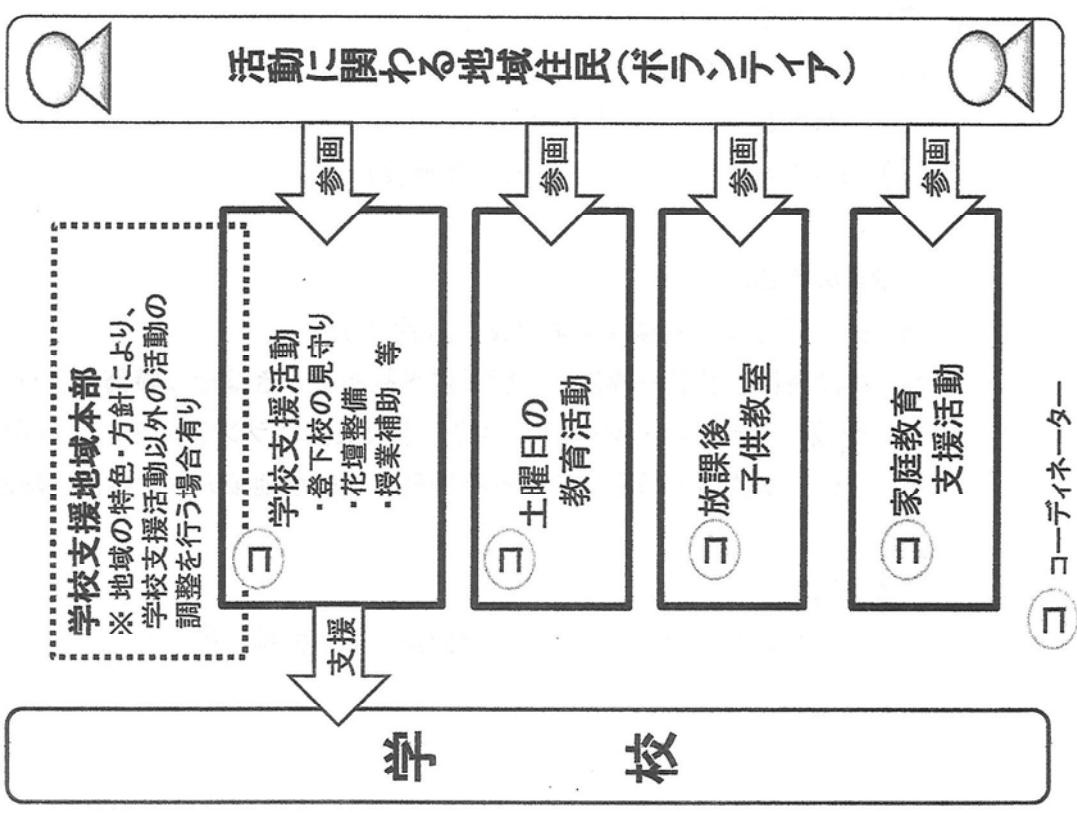
- ◎ 時代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



現在の地域における学校支援活動等の実施体制

地域(主に小学校区を想定)

- 【これまでの課題】
- ・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
 - ・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がつくれられない場合も多い。



今後の地域における学校との協働体制(地域学校協働本部) (仮称) の在り方～目指すべきイメージ～

地域(主に小学校区を想定)

地域学校協働本部(仮称)

社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。地域の実情に応じて活動内容を選択して実施。

- (1) コーディネート機能 (2) より多くの活動する地域住民 (3) 繼続的な活動の実施

連携・協働

学校支援活動

土曜日の
教育活動

放課後子供教室

家庭教育
支援活動

地域社会における
地域活動

学びによる
まちづくり

連携・協働

- ・コーディネート機能の充実
- ・「支援」から「連携・協働」へ
- ・個別の活動の総合化

武雄市立橋小学校地域学校協働本部設置規則 (案)

(名 称)

第1条 本会は「武雄市立橋小学校ときわっこ応援団本部（以下、「協働本部」という。）」と称する。

(定 義)

第2条 この規則において「学校」とは、武雄市立橋小学校をいう。

(目 的)

第3条 協働本部は、武雄市地域学校協働本部事業を実施するため、学校と地域が連携・協働して、地域ぐるみで未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を支援する体制づくりを行い、地域人材による学校支援に取り組むことを目的とする。

(事 業)

第4条 協働本部は前条の目的を達成するため、学校との協働により、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加することができる仕組みづくりを推進する事業を行う。

(組 織)

第5条 協働本部は、町内に居住する者および町内の諸団体ならびに協働本部の目的に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第6条 協働本部に次の役員を置く。

- (1) 団長（橋町区長会長）
- (2) 副団長（橋小学校育友会長）
- (3) 地域コーディネーター（橋公民館長）

(役員の職務)

第7条 団長は、協働本部を代表し総括する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 地域コーディネーターは、学校と学校支援ボランティアおよびボランティア間の調整等を行い、学校の求めに応じた支援活動に必要な地域人材の確保・配置を行う。

(事務局)

第8条 協働本部の事務局を橋小学校及び橋公民館に置く。

(機 関)

第9条 協働本部に代表者会を置く。

2 代表者会の所掌事務は、武雄市地域学校本部事業実施要綱第11条に規定する事務とする。

(代表者会議)

第10条 代表者会は、別表1の構成員をもってあてる。

2 代表者会は、必要に応じ団長が召集し、会を主催する。

(委 任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、代表者会において協議のうえ定める。

附 則

1 この規則は、平成29年 月 日から施行する。

2 武雄市立橘小学校ときわっこ応援団本部設置規則（平成27年12月18日施行）は、廃止する。

別表1

第10条関係（代表者会構成員）

機関および団体	
(1) 橘町区長会	全区長
(2) 橘小学校	校長、教頭、教務主任
(3) 橘小学校育友会	会長、副会長、各部部長
(4) 橘町在住市議会議員	全議員
(5) 橘町自治公民館長会	会長、副会長
(6) 橘町子どもクラブ連絡協議会	会長、副会長
(7) 橘町老人クラブ連合会	会長
(8) 橘町地域婦人会	会長、副会長
(9) 橘町体育協会	会長、副会長
(10) 民生委員・児童委員協議会	会長、主任児童委員
(11) JA女性部	部長、副部長
(12) 営農学級	代表
(13) ちやりんこクラブ	代表
(14) 橘町まちづくり推進協議会	会長
(15) ボランティア橘会	会長
(16) 橘小学校放課後児童クラブ	代表
(17) 橘町青少年育成町民会議	会長
(18) 橘公民館	館長

武雄市立橋小学校 地域学校協働本部代表者会名簿
(ときわっこ応援団本部)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
1 区長会会長 大日区長	古川正明	会長	26 武雄市議会議員	山崎鉄好	
2 橋小学校校長	稻富博茂	副会長	27 自治公民館長会会長	小川和廣	
3 橋小学校育友会会长	市丸則夫	副会長	28 自治公民館長会副会長	吉川忠一	
4 二俣区長	角義隆		29 子どもクラブ連絡協議会会長	千綿優子	
5 沖永区長	前田義行		30 子どもクラブ連絡協議会副会長	池田猛	
6 鳴瀬区長	森山義秀		31 子どもクラブ連絡協議会副会長	永松正隆	
7 稲垣寺区長	峰松良和		32 橋町老人クラブ連合会会長	國平元昭	
8 片白区長	川崎保人		33 橋町地域婦人会会长	松尾静江	
9 南片白区長	鳥越安男		34 橋町地域婦人会副会長	尾崎久枝	
10 納手区長	光武俊文		35 橋町地域婦人会副会長	市丸伸子	
11 潮見区長	毛利高		36 橋町体育協会会长	田代勝己	
12 上野区長	小田良博		37 橋町体育協会副会長	宮下正博	
13 小野原区長	差形勝見		38 橋町体育協会副会長	古川正明	重複
14 南檜崎区長	中村和仁		39 民生・児童委員協議会会長	山崎高義	
15 北檜崎区長	山崎定嘉		40 児童委員	光武純子	
16 橋小学校育友会副会長	馬渡隆博		41 児童委員	山崎好行	
17 橋小学校育友会副会長	古川宏子		42 JA女性部部長	前田さつき	
18 橋小学校育友会保育部長	田中弘宣		43 JA女性部副部長	古川たづ子	
19 橋小学校育友会施設部長	野中譲		44 営農学級代表	野田恵子	
20 橋小学校育友会研修部長	松尾昌輝		45 ちやりんこクラブ代表	光武太	
21 橋小学校育友会広報部長	小柳功		46 橋町まちづくり推進協議会会長	古川正明	重複
22 橋小学校育友会母親部長	諸岡愛子		47 橋町青少年育成町民會議会長	馬場茂	重複
23 橋小学校育友会生活指導部長	青木孝司		48 橋公民館館長	馬場茂	
24 橋小学校教頭	千北昌子		49 ボランティア橋会会長	中川康子	
25 橋小学校教務主任	小川啓次		50 橋小学校放課後児童クラブ代表	石橋貴美子	